議事日程

令和6年第2回定例市会第8日令和6年12月4日午前10時開議

外神戸市教育委員会委員任命の件 第1 묶 第 2 諮 問 第 2 号 人権擁護委員候補者推薦の件 第3 予 算 第 25 号 議 案 令和 6 年度神戸市一般会計補正予算 第 4 予 算 第 2 6 号 議 案 令和 6 年度神戸市駐車場事業費補正予算 予 算 第 2 7 号 議 案 令和 6 年度神戸市市街地再開発事業費補正予算 第 5 第6 予算第28号議案 令和6年度神戸市営住宅事業費 補正予算 予 算 第 29 号 議 案 令和 6 年度神戸市空港整備事業費 補正予算 第 7 第8 予算第30号議案 令和6年度神戸市港湾事業会計補正予算 第 9 第 74号 議 案 神戸市基本構想の策定の件 第10 第 75号 議 案 神戸市公立大学法人に係る定款の変更及び第4期中期目標の 策定の件 第11 第 76号 議 案 当せん金付証票発売の件 第12 第 7 7 号 議 案 神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の 件 第13 第 78号 議 案 指定管理者の指定の件(神戸市立灘区民ホール) 議 案 指定管理者の指定の件(神戸市立垂水図書館) 第14 第 7 9 号 議 案 神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例の一部を改正す 第15 第 8 0 号 る条例の件 第16 第 8 1 号 議 案 指定管理者の指定の件(神戸市立こうべ市民福祉交流センタ 案 指定管理者の指定の件(市民福祉スポーツセンター) 第17 第 8 2 号 議 第18 第 8 3 号 議 案 指定管理者の指定の件(神戸市立ケアハウス松寿園) 第19 第 8 4 号 議 案 公立大学法人神戸市看護大学第2期中期目標の策定の件 第20 第 85号 議 案 指定管理者の指定の件(神戸市立渦森台児童館ほか) 案 指定管理者の指定の件(神戸総合運動公園) 第21 第 8 6 号 議 第22 第 8 7 号 議 案 土地売却の件(灘区王子町2丁目及び3丁目) 案 指定管理者の指定の件(神戸空港) 第23 第 8 8 号 議 案 指定管理者の指定の件(神戸海洋博物館) 第24 第 8 9 号 議 第25 第 9 0 号 議 案 神戸市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の件

第28 第 9 3 号 議 案 神戸新交通三宮駅ホーム拡張工事に関する工事委託協定締結 の件

約に係る変更契約締結の件

案 (仮称)新北区文化センター建設工事請負契約締結の件

議 案 須磨多聞線(西須磨)橋梁下部工新設工事(その3)請負契

(関係常任委員長報告)

第26 第 9 1 号

第27 第 9 2 号

議

第29 議員提出第17号議案 神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例の一部を改正する条例の件

第30 議員提出第18号議案 持続可能な学校の実現を求める意見書提出の件

神戸市会議長

出	席	議	員	(64名)	欠	員(0名)
---	---	---	---	-------	---	-------

欠 席 議 員(1名)

1	番	前		田		あ	き	6	君	2	番	森		田		た	き	子	君
3	番	岩	谷		し	げ	な	り	君	4	番	0	ま	ち		圭		_	君
5	番	な	ん	0)		ゆ	う	۲	君	6	番	原				直		樹	君
7	番	木	戸		さ	だ	カュ	ず	君	8	番	浅		井		美		佳	君
9	番	岩		佐		け	λ	や	君	10	番	萩		原		泰		三	君
11	番	坂		口		有	希	子	君	12	番	香		Ш		真		二	君
13	番	村		上		<u>\f\</u>		真	君	14	番	上		原		み	な	み	君
15	番	つ	じ		Þ	す	Ω	ろ	君	16	番	Ш		П		ま	さ	る	君
17	番	さ	と	う		ま	ち	۲	君	18	番	な	が	さ	わ		淳	_	君
19	番	Щ	本		Ø	り	カュ	ず	君	20	番	黒		田		武		志	君
21	番	カュ		じ		幸		夫	君	22	番	Þ		の		۲	う	じ	君
23	番	大		野		陽		平	君	24	番	平		野		達		司	君
25	番	上		畠		寛		弘	君	26	番	細		谷		典		功	君
27	番	宮		田		公		子	君	28	番	門		田		ま	ゆ	み	君
29	番	朝		倉		え	2	子	君	30	番	味	П		لح	L	Ø	き	君
	-	17.4		/⊔												_			
31	番	赤	田		か	つ		り	君	32	番	三	木	L				ð	君
			田		か				君君	32 34			木本		ん		ろ	う り	君君
31	番	赤	田		カゝ	つ 開	の	三				住			ん	じ	ろ		
31 33	番番	赤外	田	海		つ 開	のし	三	君	34	番	住	本		ん	じず	ろ	ŋ	君
31 33 35	番番番	赤外高	田	海橋		つ開と	のし	三え	君君	34 36	番番番	住諫	本	山	ん	じず大	ろ	り 介	君君
31 33 35 37	番番番番	赤外高伊	田	海橋藤		つ開とめ	のしぐ	三えみ	君 君 君	34 36 38	番番番	住 諫 吉	本	山田	かか	じ ず 大 健	ろの	り 介 吾 子	君君君
31 33 35 37 39	番番番番番	赤外高伊岡		海橋藤田		つ開とめゆ大	のしぐう	三えみじ亮	君 君 君 君	34363840	番番番番	住 諫 吉 植	本	山 田 中	かか	じず大健雅	ろの	り 介 吾 子	君君君君
31 33 35 37 39 欠41	番番番番番番	赤外高伊岡五		海橋藤田島		つ開とめゆ大	のしぐう	三えみじ亮	君君君君君君	3436384042	番番番番番	住 諫 吉 植 山	本	山田中	かか	じず大健雅ん	ろの	り介吾子い	君君君君君
31 33 35 37 39 欠41 43	番番番番番番	赤外高伊岡五し徳	S	海橋藤田島く	に	つ開とめゆ大高	の しぐう 太	三えみじ亮郎	君君君君君君	34 36 38 40 42 44	番番番番番番	住諫吉植山河	本	山田中南	かか	じず大健雅ん忠勝	ろの	り介吾子い和也	君 君 君 君 君 君
31 33 35 37 39 欠41 43 45	番番番番番番番	赤外高伊岡五し徳あ	らわ	海橋藤田島く山	にら	つ開とめゆ大高	の しぐう 太 富	三えみじ亮郎子	君君君君君君君	34363840424446	番番番番番番番	住諫吉植山河髙	本	山田中南	かか	じず大健雅ん忠勝	ろのせ	り介吾子い和也	君君君君君君君
31 33 35 37 39 欠41 43 45	番番番番番番番番	赤外高伊岡五し徳あ	らわ	海橋藤田島く山は	にら	つ開とめゆ大高	の しぐう 太 富	三えみじ亮郎子夫	君君君君君君君君	34 36 38 40 42 44 46 48	番番番番番番番番	住諫吉植山河髙西	本	山田中南瀬	んかて	じず大健雅ん忠勝	ろのせだ	り介吾子い和也す真	君君君君君君君君
31 33 35 37 39 欠41 43 45 47	番番番番番番番番番	赤外高伊岡五し徳あ大	らわ	海橋藤田島く山はわ	にら	つ開とめゆ大高敏	のしぐう太富鈴	三えみじ亮郎子夫子	君君君君君君君君君	34 36 38 40 42 44 46 48 50	番番番番番番番番番	住諫吉植山河高西森大	本	山 田 中 南 瀬 本	んかてと	じず大健雅ん忠勝たし	ろのせだひ	り介吾子い和也す真	君君君君君君君君君

57	番	松本	J	、 ゆ	うじ	君	58	番	山	口	由	美	君
59	番	平	井	真	千 子	君	60	番	坊	池		正	君
61	番	坊	R	や す	なが	君	62	番	堂	下	豊	史	君
63	番	菅	野	吉	言	君	64	番	壬	生		潤	君
65	番	吉	田	謙	沿	君							

議事に参与した事務局職員

議 事 課 長 竹 下 弘 一 君 政策調査課長 久保 阿左子 君 議事課係長宮田義隆君

市会事務局長 村 井 秀 徳 君 市会事務局次長 河 端 陽 子 君 総務課長神谷俊幸君 議事課係長高木智博君

出席説明員

市 長 久 元 喜 造 君 副 市 長 今 西 男 君 市 長 小 原 一 徳 君 正 副 副 市 長 黒 田 慶 子 君 選挙管理委員会 教 育 長 達 彦 福 本 靖 君 安 和 君 員 長 会長 委 員 人 芝 監 査 委 原 貴 文 君 員 福 本 富 夫 君 員 市 危機管理監 長 室 長 尚 本 康 憲 君 筒 井 勇 雄 君 企画調整局長 辻 英 之 君 三重野 雅 君 地域協働局長 文 行 財 政 局 長 西 尾 秀 樹 君 文化スポーツ局長 道 成 彦 君 宮 福 祉 悦 局 長 八乙女 範 君 健 長 花 田 裕 之 君 康 局 こども家庭局長 中山 さつき 君 環 境 局 長 柏 木 和 馬 君 経済観光局長 大 畑 公 平 君 建 設 局 長 小 松 恵 君 理事兼都市局 都 市 局 長 山 本 雄 司 君 中 原 信 君 都心再整備本部長 建築住宅局長 根 岸 芳 之 君 港 湾 局 長 長谷川 憲 孝 君 消 防 局 長 栗 出 由 樹 君 水 道 局 長 藤 原 政 幸 君 交 通 局 長 城 南 雅 君 教育委員会事務局長 君 高 田 純 監査事務局長 選挙管理委員会 長 兼人事委員会 谷 英 昭 君 中 裕 子 君 田 事 務 局 長 事 務 局 長 会 計 室 長 久戸瀬 修 次 君 行財政局副局長 君 安 居 大 樹

(午前10時0分開議)

(坊議長議長席に着く)

○議長(坊 やすなが君) ただいまより本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

○議長(坊 やすなが君) 日程によりまして、 日程第1 号外神戸市教育委員会委員任命の 件について議題に供します。

これより、当局の説明を求めます。 久元市長。

○市長(久元喜造君) ただいま上程になりました号外議案、神戸市教育委員会委員任命の 件につきまして御説明申し上げます。

このたび、教育委員会委員山下晃一氏が12 月23日をもって任期満了となりますので、同 氏を重ねて任命いたしたいと存じます。

教育委員会は、公正かつ適正な教育行政の 運営を確保するため、学校、その他の教育機 関の管理や教育職員の身分取扱い、教育課程、 学習指導、生徒指導に関する事務、また社会 教育に関する事務等を管理・執行する機関で あり、委員には人格が高潔で教育、学術及び 文化に関し、識見を有する者を任命すること とされております。

山下氏は神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授として、教育制度論・教育制度改革論を専門とされており、これまで複数の地方自治体において教育に関する委員を歴任されるなど、教育の専門家として豊富な経験を有しておられます。

また、平成30年7月に設置した組織風土改革のための有識者会議では座長を務めていただき、教育委員会委員就任以降もガバナンス強化や働き方改革に問題意識を持って取り組まれており、教育委員会の組織風土改革の進展に大きく貢献をいただいております。

このたびの就任の打診に対しても、1期目の経験を通じて、学校や地域の熱い思い、そして様々な苦悩を改めて深く学びました。同時に新たな取組に果敢に取り組む教職員や地

域の皆さんにも出会い、神戸の教育の潜在力を再認識しました。伝統を守りながらも、変革や刷新を恐れない教育文化・組織文化の発展を目指し、市民の期待を重く受け止め、神戸の未来を切り開く学校教育・社会教育を実現できるよう、教育委員としての職務に尽力する所存ですという抱負をいただいており、教育委員会委員として適任と認められますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、その任命について議会の同意を求める次第であります。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(坊 やすなが君) 当局の説明は終わりました。

本件に関し、発言の通告もありませんので、 本件は委員会の付託を省略し、同意すること に決しまして、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 御異議がないと認めます。

よって本件は同意することに決定いたしました。

次に、日程第2 諮問第2号人権擁護委員 候補者推薦の件を議題に供します。

この際申し上げます。

本件については、地方自治法第117条の規 定により、該当の方は除斥されることになっ ておりますので、御退席願います。

(該当議員退場)

○議長(坊 やすなが君) これより当局の説明を求めます。

八乙女福祉局長。

○福祉局長(八乙女悦範君) ただいま上程に なりました諮問第2号人権擁護委員候補者推 薦の件につきまして、御説明申し上げます。

本件は、本市における人権擁護委員のうち、 任期満了に伴う候補者を法務大臣に対し、推 薦しようとするものであります。

人権擁護委員は国民に保障されている基本

的人権を擁護し、自由人権思想の普及・高揚を図ることを目的に置かれ、委員には人格・ 識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁 護について理解のある者を候補者として推薦 することとなっております。

候補者各氏はいずれも人権に関わりのある 経歴を持ち、適任者として所属される団体等 から御推挙いただいております。

また、人権擁護への積極的な関心と熱意を 示しておられます。

以上のように各氏は人権擁護委員として適任と認められますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、その推薦について議会の御意見をお伺いする次第であります。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(坊 やすなが君) 当局の説明は終わりました。

本件に関し、発言の通告もありませんので、 本件は委員会の付託を省略し、直ちにお諮り いたします。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 御異議がないと認めます。

よって本件は支障なしと答申することに決 定いたしました。

次に、日程第3 予算第25号議案より、日 程第28 第93号議案に至る26議案、一括議題 に供します。

これより委員会審査の経過並びに結果について、関係常任委員長の報告を求めます。

まず、総務財政委員会委員長上畠寛弘君。 (25番上畠寛弘君登壇)

○25番(上畠寛弘君) ただいま議題となりました諸議案中、本委員会所管分の予算第25号 議案の関係分、第74号議案より第77号議案に至る4議案、以上合計5議案について一括御報告申し上げます。

まず、予算第25号議案の関係分は、市債の 発行見込額の増額、海外移住と文化の交流センター改修に伴う増額と繰越し、財政需要に 対応するため、予備費の減額により予算を補 正しようとするものであります。

次に、第74号議案は、現行の基本構想が令和7年度末に終期を迎えることから、新たな基本構想を策定しようとするものであります。

次に、第75号議案は、神戸市公立大学法人 において、地方独立行政法人法の改正に伴い、 定款を変更するとともに、中期目標を定めよ うとするものであります。

次に、第76号議案は、令和7年度における 本市当せん金付証票を190億円の範囲内で発 売しようとするものであります。

最後に、第77号議案は、人事委員会勧告及び報告に基づく職員の給与の改定を行うに当たり、給与条例等の一部を改正しようとするものであります。

委員会は審査の結果、いずれも原案を承認 することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(坊 やすなが君) 次に、教育こども 委員会委員長さとうまちこ君。

(17番さとうまちこ君登壇)

○17番(さとうまちこ君) ただいま議題となっております諸議案中、本委員会所管分の予算第25号議案の関係分、第85号議案、第90号議案、以上合計3議案について一括して御報告申し上げます。

まず、予算第25号議案の関係分は、こうべ小学校増改築工事に係る物価高騰等に伴う予算の増額や春日野小学校改築工事の工期延長に伴う債務負担行為の期間延長及び兵庫区の旧平野小学校解体工事に係る物価高騰等に伴う費用増額のための債務負担行為の補正を行うとともに、西区の平野小学校区の路線バス休止に伴う代替通学手段確保対策及び令和7年度指定管理について、債務負担行為を設定するに当たり、予算を補正しようとするもの

であります。

次に、第85号議案は、神戸市立渦森台児童 館ほか33施設について、それぞれ指定管理者 を指定しようとするものであります。

次に、第90号議案は、神戸市第一学校給食 センターを設置するに当たり、条例の一部を 改正しようとするものであります。

委員会は、審査の結果、いずれも原案を承認することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(坊 やすなが君) 次に、福祉環境委員会委員長髙瀬勝也君。

(46番髙瀬勝也君登壇)

○46番(高瀬勝也君) ただいま議題となって おります諸議案中、本委員会所管分の予算第 25号議案の関係分及び第80号議案から第84号 議案に至る5議案、以上合計6議案について 一括して御報告申し上げます。

まず、予算第25号議案の関係分は、認知症 神戸モデルの事故救済制度及び令和7年度指 定管理についての債務負担行為の設定並びに 民生施設整備費を翌年度に繰り越すに当たり、 予算を補正しようとするものであります。

次に、第80号議案は、認知症の人にやさしいまちづくりを推進するに当たり、個人市民税に係る均等割の税率の特例について期間を延長しようとするものであります。

次に、第81号議案より第83号議案に至る3 議案は、神戸市立こうべ市民福祉交流センタ ーほか2施設について、それぞれ指定管理者 を指定しようとするものであります。

次に、第84号議案は、公立大学法人神戸市 看護大学が達成すべき業務運営に関する目標 を定めようとするものであります。

委員会は審査の結果、いずれも原案を承認 することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(坊 やすなが君) 次に、建設防災委 員会委員長伊藤めぐみ君。

(37番伊藤めぐみ君登壇)

○37番(伊藤めぐみ君) ただいま議題となっております諸議案中、本委員会所管分の予算第25号議案の関係分、予算第26号議案、第86号議案及び第92号議案、以上合計4議案について一括御報告申し上げます。

まず、予算第25号議案の関係分は、直営防犯カメラの追加設置や橋梁整備事業等における国庫補助事業の認証決定見込みに伴い、予算を増額するほか、土木費等において予算の一部を翌年度に繰り越すとともに、令和7年度指定管理等において、債務負担行為を設定するに当たり、次に、予算第26号議案は、駐車場事業費において予算の一部を翌年度に繰り越すに当たり、それぞれ予算を補正しようとするものであります。

次に、第86号議案は、神戸総合運動公園について、指定管理者を指定しようとするものであります。

次に、第92号議案は、須磨多聞線(西須磨)橋梁下部工新設工事(その3)の施工に当たって、交通安全対策等を行うに当たり、変更契約を締結しようとするものであります。 委員会は審査の結果、いずれも原案を承認することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(坊 やすなが君) 次に、経済港湾委 員会委員長大かわら鈴子君。

(49番大かわら鈴子君登壇)

○49番(大かわら鈴子君) ただいま議題となっております諸議案中、本委員会所管分の予算第25号議案の関係分、予算第29号議案、予算第30号議案、第78号議案、第79号議案、第8号議案、第89号議案、第91号議案、以上合計8議案について一括御報告申し上げます。

まず、予算第25号議案の関係分は災害復旧 事業として、令和6年11月2日の豪雨災害に より被災した農地・農業用施設の復旧に伴い、 予算を増額するほか、海岸保全費や港湾防災 費等の翌年度への繰越し及び令和7年度指定 管理者の指定について債務負担行為を設定す るに当たり、予算を補正しようとするもので あります。

次に、予算第29号議案及び予算第30号議案は、それぞれ神戸空港及び神戸海洋博物館の指定管理者の指定について債務負担行為を設定するに当たり、予算を補正しようとするものであります。

次に、第78号議案及び第79号議案、第88号 議案、第89号議案の合計4議案は、それぞれ 神戸市立灘区民ホール、神戸市立垂水図書館、 神戸空港、神戸海洋博物館についてそれぞれ 指定管理者を指定しようとするものでありま す。

次に、第91号議案は、(仮称)新北区文化 センターを整備するに当たり、工事請負契約 を締結しようとするものであります。

委員会は、審査の結果、いずれも原案を承 認することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(坊 やすなが君) 次に、都市交通委 員会委員長大野陽平君。

(23番大野陽平君登壇)

○23番(大野陽平君) ただいま議題となって おります諸議案中、本委員会所管分の予算第 25号議案の関係分、予算第27号議案、予算第 28号議案、第87号議案及び第93号議案、以上 合計5議案について一括御報告申し上げます。

まず、予算第25号議案の関係分は、都市再 生推進事業や営繕事業等において予算の一部 を翌年度に繰り越すに当たり、次に予算第27 号議案は、再開発管理事業等において予算の 一部を翌年度に繰り越すに当たり、次に、予 算第28号議案は、市営住宅建設事業等におい て予算の一部を翌年度に繰り越すに当たり、 それぞれ予算を補正しようとするものであり ます。

次に、第87号議案は、灘区王子町2丁目及び3丁目の土地を学校法人関西学院に売却しようとするものであります。

次に、第93号議案は、神戸新交通三宮駅に

おいて、快適性・安全性等の向上のためのホーム拡張工事を実施するに当たり、神戸新交通株式会社と工事委託に係る協定を締結しようとするものであります。

委員会は、審査の結果、いずれも原案を承 認することに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(坊 やすなが君) 以上で委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に関し、御質疑はございませ んか。

(「なし」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 御質疑がなければ、 これより討論の通告がありますので、発言を 許可いたします。

31番赤田かつのり君。

(31番赤田かつのり君登壇) (拍手)

○31番(赤田かつのり君) 日本共産党神戸市 会議員団を代表して、予算第29号・第30号議 案、第75号、第79号、第80号及び第85号議案、 第87号から第89号議案、第92号、第93号議案 の計11議案に反対し、討論を行います。

第80号議案神戸市認知症の人にやさしいま ちづくり条例の一部を改正する条例の件は、 認知症モデルに係る経費を個人市民税の均等 割税率の特例の延長という市民増税で行うも のです。

そもそも市長は、この制度が始まる際には、 時限を区切って、個人市民税の上乗せとなる 超過課税を市民の皆さんにお願いをしたいと していました。

ところが、本議案は2度目の延長で9年間 超過課税を強いるものです。市長は時限を区 切って超過課税をやめるべきです。

当局は、認知症は誰もがなり得る可能性があり、広く市民が理解を深め、取り組むべき課題だと、個人市民税の均等割の負担を合理化していますが、そもそも均等割の負担は、収入が多い方も少ない方も一律に同額を負担するものであり、税の基本である応能負担の

原則から逸脱しているものと言わざるを得ま せん。

また、今後の受診者の増加、新薬の進展など、医療の高度化を踏まえると、さらなる増税、市民負担の強化が懸念されます。

一方で、神戸エンタープライズゾーンにおける市税の特例措置により、僅か100社前後の企業の誘致のために毎年10億円程度の固定資産税・都市計画税・事業所税の軽減を神戸市は行っています。誰もがなり得る認知症対策に僅か3億円を一般財源でなく、増税に頼るやり方には道理がありません。

物価高騰が市民の暮らしを大変にしている 折に市民負担を継続するべきではありません。

第87号議案土地売却の件は、市民からの根 強い懸念と批判の声を押し切って、大学誘致 のために王子公園を売却するものです。

この間、大学誘致ではなく、王子公園・王子動物園の充実を求める署名は7万人を超え、また、王子プールをなくさないで署名も2万人を超え、合わせて10万人近くの方が王子公園再整備計画に批判と懸念の声を上げています。

また、王子公園は、阪神・淡路大震災の際 に市民の命を救う防災拠点となりました。

来年は阪神・淡路大震災から30年となる節目の年です。その節目を目前に控え、過去の災害で果たした役割を全く考慮せず、売却することは許せません。

同時に、王子公園は原田の森として、地域の景観を守り、憩いの場として市民に愛されてきました。神戸市緑の基本計画――グリーンコウベ21プランに記載されているように、戦災により焦土となった神戸市の復興を期するため、1946年から戦災復興土地区画整理事業が積極的に進められ、王子公園など現在の骨格的な公園の大半が都市計画に定められ、整備されました。まさに先人たちが築き上げてきた歴史を断ち切るのが今回の土地売却です。

今からでも王子公園再整備計画は中止し、 王子公園の切り売りをやめるべきです。

以上、同意できない主立った議案について 述べました。

議員の皆様の御賛同をお願いし、反対討論 といたします。(拍手)

○議長(坊 やすなが君) 討論は終わりました。

これより順次お諮りいたします。

まず、第87号議案についてお諮りいたします。

本件を委員長の報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(坊 やすなが君) 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、予算第29号議案、予算第30号議案、 第75号議案、第79号議案、第80号議案、第85 号議案、第88号議案、第89号議案、第92号議 案及び第93号議案、以上合計10議案につきま してお諮りいたします。

本件を委員長の報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(坊 やすなが君) 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、予算第25号議案より予算第28号議案 に至る4議案、第74号議案、第76号議案より 第78号議案に至る3議案、第81号議案より第 84号議案に至る4議案、第86号議案、第90号 議案及び第91号議案、以上合計15号議案につ いてお諮りいたします。

本件は委員長の報告どおり決しまして、御 異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 御異議なしと認め

ます。

よって、本件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、日程第29 議員提出第17号議案を議 題に供します。

これより提案理由の説明を求めます。 59番平井真千子君。

(59番平井真千子君登壇)

○59番(平井真千子君) ただいま議題となりました議員提出第17号議案神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件につきまして、提案議員を代表して、提案説明をさせていただきます。

本件は、先ほど人事委員会勧告等を勘案し、神戸市職員の期末手当の支給月数を引き上げるとの議案が可決されたことを受けて、議員についても支給月数を引き上げようとするものであります。

まず第1条は、令和6年度の年末手当を2. 25月分から2.325月分とすることにより、年間の支給月数を4.45月分から4.55月分に引き上げることとしております。

次に第2条は、令和7年度以降について、 夏期手当と年末手当の支給割合を調整するこ ととしております。

議員の皆さんにおかれましては、何とぞ提 案の趣旨を御理解いただき、御賛同いただき ますようお願い申し上げまして、提案説明と させていただきます。

○議長(坊 やすなが君) 提案理由の説明は 終わりました。

本件について質疑の通告がありますので発 言を許可いたします。

20番黒田武志君。

(20番黒田武志君登壇)

○20番(黒田武志君) 日本維新の会神戸市会 議員団を代表しまして、議員提出第17号議案 神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期 末手当に関する条例の一部を改正する条例の 件について質疑をいたします。

年末にこの期末手当の増額に関する議員提出議案が提出されるのは3年連続であり、これまで我が会派は反対討論を行ってまいりましたが、お互いの主張を一方的に述べるだけで、議論が深まらない状況が続いております。

議員の期末手当は議会の議決だけで上げることが可能であり、言わばお手盛りとなってしまうおそれもあることから、極めて慎重にならなければならないと考えます。

にもかかわらず、提案理由として、本市会議員の期末手当の改定を行うに当たり、条例を改正する必要があるためとの記載があるだけで、これでは市民に対して説明責任を果たしているとは言えず、市民理解も到底得られるとは思いません。

そのため、今回はなぜこのタイミングで議員提出議案として自らの期末手当を増額する必要があるかについて質疑を通じて議論を深めたいと考えております。

まず1点目、改定案のこの趣旨に記載されております人事委員会勧告等を勘案した神戸市職員の期末手当の改定に鑑み、神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の改正を行うとの内容についてお伺いします。

人事委員会の勧告制度は、公務員の労働基本権が制約されていることに対する代償措置とされております。労使関係にない議員は、 人事委員会勧告に縛られるものではなく、当該勧告が期末手当の増額の根拠とはなりません。

それにもかかわらず、この人事委員会勧告に基づき、条例改正によって、議員が受け取る期末手当を増額する必要があるという論理について、まずは説明を求めます。

○議長(坊 やすなが君) それでは答弁予定 者の方は待機席に移動を願います。

それでは答弁をお願いいたします。

(「議長」の声あり)

- ○議長(坊 やすなが君) 59番平井真千子君。 (59番平井真千子君登壇)
- ○59番(平井真千子君) 提案させていただきましたとおり、この改定は人事委員会勧告を勘案し、神戸市職員の期末手当の支給月数を引き上げる議案が可決されたことを受け、議員についても支給月数を引き上げようとするものでございます。

これまでも期末手当支給月数の増減は職員 の期末手当の改定に鑑み改定してきたところ であります。

議員の期末手当の水準が幾らであれば妥当なのかという判断、それを一概に判断することは非常に難しいものでありますけれども当局の特別職の改定に合わせることで、その水準を社会一般の情勢に適応させることができると考えております。

以上でございます。

(「議長」の声あり)

- ○議長(坊 やすなが君) 黒田君。
- ○20番(黒田武志君) いや、ちょっと先ほど の御説明ではちょっと納得できないというか、よく分からないです。

この人事委員会の勧告制度は、公務員の労働基本権が制約されていることに対する代償措置として設けられたものでありまして、議員に対して直接的な適用を求めるものではないんです。

地方自治法第203条の第4項においては、 「議員報酬、費用弁償及び期末手当の額、並 びにその支給方法は、条例でこれを定めなけ ればならない」としております。

つまり、議員報酬の改定については、議会 の判断が最終的に重要であり、人事委員会勧 告を直接的な根拠として適用することには法 的な根拠がないと考えられます。

議員は一般の公務員とは異なって、労働契約に基づく労使関係にないため、人事委員会の勧告に縛られるべきではなく、勧告に基づくこの期末手当の増額の改定根拠になること

は論理的に疑問がありまして、同様の対応を適用することは適切ではないと考えます。

続きまして、2点目、厚労省が発表する毎 月勤労統計調査においては、本年8月と9月 の実質賃金は2年連続でマイナスとなってお ります。

物価が高止まりしている中で、実質賃金の プラス基調は定着しておらず、市民生活は依 然として厳しい状況が続いております。

また、昨年国会においても、期末手当の増額に関する議論が起こっておりましたが、自民党・公明党・立憲民主党などは、期末手当の増額分を徴収した上で、公益団体等に寄附を行っております。

そんな中で、政令市の中で2番目に高い報酬を受け取っております神戸市会議員が3年連続期末手当をさらに増額し、その分を受け取る必要性について見解を伺います。

(「議長」の声あり)

- ○議長(坊 やすなが君) 吉田議員。(65番吉田謙治君登壇)
- ○65番(吉田謙治君) まずお断りをしておかなければいけないのは、今回の提案議員が多数おりますけれども、多少会派によって、また議員個人によって見解が異なるであろうということを御理解いただきたいと思います。

今の御質問にお答えをする前に、質問あるかなと思ったんですけれども、ちょっとその手前の質問にもお答えをした上で、今の御質問にお答えをしたいと思います。

先ほどの御質問は公務員の皆さんのお給料だとか、期末手当もそうでありますけれども、確かに質問者がおっしゃっているように、労働権が制約されているということで、人事委員会が判断をするということになってございます。

ただ、これを我々議員の期末手当であった り報酬であったりというところに当てはめる ということでは決してありません。

もう御指摘のとおりです。我々は職員の皆

さんのような労働者の立場ではございませんので、そのことで準拠しているということではなくて、この人事委員会が御判断をされるところのベースというのが、その時々の経済情勢であったり、あるいは民間の、これも御指摘ありましたけれども、給与水準の変動であったり、こういうことを勘案して、公務員の皆さんのお手当・お給料を決めるということになっているわけです。

我々が参考にしようとしているのは、まさ に後段の経済情勢とか、民間事業所の給与水 準、これを人事委員会の御判断にのっとって 改定をするという仕組みであるということを 御理解いただきたいと思います。

したがいまして、上がるときもあれば、下 がるときもあります。

先ほどお手盛りの危険性という御指摘がご ざいました。まさに我々の報酬等は条例によって決められております。

この条例を、今回もそうですけど、提案をし、議決するのは我々議員自身です。そのときにお手盛りと言われたら当然いけないし、ある程度の客観性を持って判断をするということが必要でありますので、先ほど最初にありました御質問のように、それこそ我々が勝手に経済情勢がこうだからとか、民間の給与水準がこうだからとか、我々が勝手に判断をして条例を改正するということは、これはなか好ましいことではありませんので、今回期末手当の基準につきましては、人事委員会の勧告等、これを勘案して判断をするということであります。

一方、今申し上げたようなことが判断の前 提になるんですけれども、3年連続で上げて ということで、なぜというお話です。

これ実は代表されて、先ほど平井先生のほうから提案理由説明ございました。これは今 私が申し上げたように、我々のこの手当につきましては客観性を持ってということで公務 員の皆さんの取扱いに準拠しているわけであ りますから、こういうことでもって判断をしてることであって、3年連続というのは我々が意図してこういうふうにしてるわけでは当然ありません。準拠した結果として3年間、この時期にというのは、この時期に改定があるもんですから、この時期に行っているということでありまして、特段我々がお手盛りで何かをしているということでは決してないということを、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

それからもう1つ、質疑を通じて議論を深 めたいというお話。ちょっと残念だなと思う のは、この議案が出されましてから何回にも わたって議運があり、代表者会議もございま した。こういう議論というのは質疑応答でや るのもいいんですけれど、過去にも実はやっ たんですね、議員の報酬について適正かどう か、今回は期末手当の話でありますけれども。 そもそもその前提にある我々議員の報酬が適 正かどうかということで、大分前なんですけ れども、代表者会議の下に小委員会をつくり まして、我々の報酬が妥当かどうかと、これ は市民の皆さんがお考えになることでもある んですけれども、小委員会をつくって、実は 視察までしまして、他都市どうなんやという ようなことをいろいろ議論・検討しました。

ある地方議会では、わざわざ議員1人1人が、一体何時間、どういうことでお仕事をしているのかということを積算しまして、それを全部足し上げて、まあまあこの時給何ぼだという単価を掛け合わせましたら、議員報酬とほとんど変わらないか、もしくは議員報酬のほうが低かったというような事例もありまして、そういった検討を与野党関係なして、そういった検討を与野党関係なして、そういった検討を与野党関係なして、ですから、ぜひ一との質疑って制約ありますし、各会派によって意見の違いもありますので、ぜひ一よって意見の違いもありますので、ぜひ継続会を御提案をされたらいいん

だと思います。

我々は議論しなかったわけではなくて、この件につきましては、提案をしてる党会派の議員としては、これまでもいろいろな議論があって― 賛成・反対あったんですよ、共産党さん反対されていた、そういう議論もあったわけです。

したがって、ちょっと我々、唐突感が拭えないのは、どうしてこの質疑の場で議論を深めたいとおっしゃってるのか、もっと早い段階でお示しをいただければ、議論も深められたんではないかと思いますけれども、提案議員の我々としてはあえて議論の場を設けるという必要はないという判断で、条例の提案をさせていただいているということでございます。

以上です。

(「議長」の声あり)

- ○議長(坊 やすなが君) 黒田君。
- ○20番(黒田武志君) 先ほどのお話ですけれ ども、代表者会議ではそういった話がなかっ たと聞いております。

議員報酬削減のことも今言われましたけれども、そのときは総務財政委員会で徹底的な議論をしたと記憶しております。

今回は、この令和5年9月議会において、 先ほど申しました当会派から、議員報酬削減 の条例案を提出しましたが、その際、自由民 主党から反対討論において、協議を重ねて最 善の結論・合意点を追求するという議会制民 主主義の在り方を否定するものであり、決し て容認できるものではないと条例の提出方法 に対して厳しい批判をされました。

この期末手当を含む議員報酬を下げることに関しては、議会における丁寧な議論・合意が必要であるという一方で、先ほど吉田団長のほうから御説明がありました、なぜここでこういった質疑をするかというようなことをおっしゃいましたけれども、これは11月20日の議運の理事会で、初めてこの改正案が示さ

れて、本日12月4日に可決されようとしてお ります。

だからこそ、議長と総務財政委員会は上畠 委員長で副委員長は、我々、三木しんじろう 議員で正副委員長ですから、それこそ、議長 が総務財政に付託して、これについても丁寧 な議論を僕は行えばよかったと思っておりま す。

僕が言いたいのは、議会において丁寧な議論・合意形成が行われていないと議員報酬の削減について言われるんであれば、なぜこの議員報酬に係るこの条例改正案に向けた方法について、違いがあるのか、ちょっとその点、説明いただけますか。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 上畠議員。

(25番上畠寛弘君登壇)

○25番(上畠寛弘君) それぞれの立場がありますけれども、私も一提出者でございますので、私の見解も多いとは思いますけれども、総務財政委員会でぜひ議論するっていうこともあってもよかったというのは御提案としてあったと思うんです。

そういう中においては、基本的にはうちの 議会は市会運営委員会において付託先という ものを決め、付託表を案として提示されてお りますので、その際、私も別に即決しても、 私として必要だと思ってるから出してるので いい立場ではございますけれども、ぜひそれ であれば提出者ではなかった側の、それこそ 山本のりかず理事は、当時、市会運営委員会 で、これの、付託についての主張がなかった と思うんです。

ですから総務財政委員会、私はもう大いに 委員長としては議論もしていただきたかった というところもございますし、そこのことに ついてはぜひお話ししたいこともあったので、 そういったところは私としては総務財政委員 会、三木副委員長と共にさせていただいてお りますけど、ここはちょっと市会運営委員会 において、ぜひ維新の理事の方からも御主張 いただけたら、大変ありがたかったかなとい うところではあるところです。

それぞれのグリーンブックには市会運営委 員会の方法とかもいろいろ載っておりますの で――それは理事の方が理解されてなかった のかとは思いますけれども。一方で、先ほど おっしゃられた代償措置ではないとか、そう いった労働者ではないっていうところ、ここ はまさに労働者ではないところではあります けれども、やっぱり客観性の担保というとこ ろでいうと、我々、なかなかお手盛りになら ないようにどうすればいいか、じゃあ議会で 勝手に設置してやるというよりも一番客観性 の担保でいうと、そもそも人事委員会勧告の 前に国の人事院――人事院の勧告と人事委員 会のこの勧告って調整されてるんですね、そ れぞれ適宜、連携というものが取れておりま して、そこにおける調整というものがあると。 ここで言うとやっぱりそれほど国も慎重に

ここで言うとやっぱりそれほど国も慎重にやって、私も人事院の方々からお話も――国のほうからも話聞きましたけど、かなりの調査、これほどに客観性の担保をしているものはなかなかないかというふうに存じております。

代償措置の話で言いますと、やはりそういった意味では大事なものなんです。だから維新さんも一般職員に関しては人事委員会の勧告というのは尊重されて賛成もされていらっしゃるんだと思うんです。

ただ一方で、昨年の11月とかやったら一般 職員の給与改正法案が国会で出てましたけど、 それにはれいわ新選組と維新さんが反対して るっていうような、ちょっと代償措置であり ながらそこさえも否定するような動きもあっ て、ちょっと残念であるので、そういう意味 では神戸市会の維新の皆さんは賢明であり、 その代償措置というのは慎重にちゃんと考え てらっしゃるんだなと思う一方でその客観性 の担保というのは私としては十分に人事院と

各市の人事委員会が連携した上で、こうやっ て調査の上で大体これぐらいが妥当な額だろ うと出しているもの、労働者ではないことは 重々承知しておりますが、そこのやっぱり引 上額を参考にするのが極めてよいところであ るかなというふうに私としては考えておりま すし、決してこの今いる65人の議員のためだ けではないんです。議員の身分というものは、 未来永劫民主主義である限り、二元代表制が 続く限りはやっぱり神戸市会議員も存在する わけでございますから、今いる我々がまさに 何の根拠もなしにやるということではなく、 今言ったような制度、今ありますから、そこ をやはり類推適用してやるというのは私とし ては妥当性があるんじゃないかなと思ってお ります。

以上でございます。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 吉田議員。

(65番吉田謙治君登壇)

○65番(吉田謙治君) 1点、先ほど、この条 例改正案が代表者会議に出なかったというお 話がございました。

これもぜひ御理解をいただきたいと思うのは、代表者会議という場、その時々の議論をするテーマというのが上げられますが、代表者会議の場っていうのは、その場に上げられたものだけではなくて、各会派の代表がこれはぜひ議論をすべきだとか、これをぜひこういうふうにすべきだというようなテーマがあれば、これはそれぞれ各会派の代表者のほうから出していただける、あるいは出していただくことを前提にしている会議体です。

したがいまして、事前に言っといていただいたほうがというのはいつもありまして、突然出てくると我々も対応に困るので、事前に事務局を通じて代表者会議でぜひこのことを議論したい、あるいは先ほどちょっと申し上げたように、代表者会議だけではなくて、こういう私たちの――市民の皆さんからの関心

も低くはない、この期末手当の課題について ぜひ何らかの検討の場を設けるべきではない かと、代表者会議でぜひこれを検討したいと いうふうにおっしゃっていただいておれば、 議論・検討の場が設けられ、議論を深めるこ とができたんではないかという趣旨で申し上 げた次第でございまして、必ずしも議題とし て誰かがあらかじめ段取りをしてくれるとい うわけではありませんので、ぜひ今後そうい うことがございましたら、代表者会議だけで はありません、いろんな場がございますので、 議運の場もございますし、あるいはインフォ ーマルに我々各会派の代表者のほうにお声が けをいただければ一緒になって検討したいと いうふうに思いますので、ぜひ御理解をいた だきたいと思います。

- ○議長(坊 やすなが君) 黒田議員。
- ○20番(黒田武志君) 先ほど人事院勧告のお話も出ましたけれども、一般職は当然、我々理解しております。

ただ、僕ら維新会派としては、何か便乗の 引上げとしか思えないんです、議員も含めて。 そこは平行線なのでこれ以上しませんけれど も、僕らはそう認識しております。

先ほど代表者会議の話も出ましたけれども、これは我々としては、代表者会議とか云々ではなくて、要は11月20日の理事会で初めて示されて、この12月4日に可決しようとしている、これが拙速なのではないかっていう趣旨なんです。その中には、もともと自民党が議員報酬削減のときに示された丁寧な議論・合意形成を図るべきということをおっしゃっていたので、であれば、もう少しこの期末手当を増額することに関しても別の方法があるのではないかと、ダブルスタンダードじゃないかなって、そういった提案であります。

これも平行線ですので、これ以上は言いませんけれども、我々の考えとしては、そういった趣旨であります。

続きまして4点目ですけれども、今国会の

与野党間で見直しの議論が進められております、いわゆる年収103万円の壁について、本市における影響に関連して質問いたします。

久元市長は、11月14日の定例会見で、この 控除額が178万円へ引上げが行われた場合、 本市では約354億円の減収となる見込みであ ることを明らかにされました。

その際、質疑応答で記者から、三宮再整備 や垂水、長田などで進行中の建設事業や駅前 リノベーションが税収減少によって影響を受 ける可能性があるか尋ねられました。

その際、久元市長は、税収減少は明らかに 影響があるということで、具体的には建設事業だけではなく、生活保護や介護・医療保険 制度などの義務的扶助費に加え、神戸市独自 の福祉政策であるこども医療費や、独り親家 庭支援も見直しを行わなければならないと一 一見直す可能性もあるっていうぐらいの感 じでしたかね。なんせこの見直しについても ちょっと言及されたっていう感じだと思います。

まず、市民生活に大きな支障が出ることを 懸念はされておりました。

その中で国の責任でしっかりと補塡をして いかなければならないとのことでした。

また、指定都市市長会での議論を踏まえ、 各政党、また政府に対して要請活動を行う方 針も示されております。

また、11月25日は全国知事会の面々が首相 官邸を訪れ、この103万円の壁の引上げによ る地方税収減について国が全額補塡するよう、 石破首相に求めました。

全国的に地方自治体の税収減に対する懸念が高まり、本国会においても議論が進められており、国が補塡する見通しについては、まだ何も確定はしておりません。

そのような状況下において、我々地方議員 が優先すべきは、市政と市民生活への影響を 慎重に見極め、様々な方策を検証すべきであ ると考えます。 所得税や住民税の控除額が引き上げられた 場合の税収減を踏まえ、本市の大規模プロジェクトの見直しや市民生活への影響が懸念される中、議会内での丁寧な議論や合意形成が十分に行われないまま、議員自らが期末手当に関する条例を改正し、新たな財政負担を伴う期末手当の増額をなぜこのタイミングで行う必要性があるのか、見解を伺います。

(「議長」の声あり)

- ○議長(坊 やすなが君) よこはた議員。(54番よこはた和幸君登壇)
- ○54番(よこはた和幸君) お答えをいたします。

今、103万の壁、神戸の財政状況が厳しくなるだろうということは、当然想定はできるわけですが、この条例とその関連性は、私には分からないところでありますが、やはり給与に関しましては数字のエビデンスというものが非常に必要で、お手盛りとおっしゃいましたが、別に人事委員会勧告に縛られる必要性なんて全くないというふうに思っております。

やはり今の経済状況、そして賃金の状況、 そういったものをやっぱり数字でエビデンス に出ているのが実体経済をいかに反映してい るか、これが私どもにいたしましてはやっぱ りリサーチにおいて人事委員会勧告がやって おられる部分が大変参考になるということで ございますので、その点でこの提案をさせて いただいているということであります。

(「議長」の声あり)

- ○議長(坊 やすなが君) 平井議員。(59番平井真千子君登壇)
- ○59番(平井真千子君) 財政の厳しさに鑑み た御質問だったと思いますけれども、維新さ んとしては、議員の待遇というのは、行財政 改革の視点から論じるべきだというお考えで、 そのような御質問をされてると思うんですけ れども、提案会派の中で少し考え方は違いは あるかもしれませんけれども、私としまして

は議員の待遇というのは、行財政改革の視点からのみではなくて、住民自治を進めるという視点から議論されるべきだと考えております。これまでも神戸市会においても提起されてきたところでございますけれども、全国的には議員の成り手不足ということが問題化もいたしております。議会活動の停滞が全国的に危惧されている中で、これまでも地方自治法改正におきましても、地方議員の役割が明文化されるなども行われてきましたけれども、これも地方議会に多様な人材の参画が必要というような視点から議論されてきた結果でございます。

また、議員の待遇が低いほどいいということになりますと、経済的に恵まれた者しか議員になれない、経済的弱者の声はかえって反映されにくくなるという問題もあると思います。

こうしたことから、やはり行財政改革だけ から議員報酬を論じるのがふさわしいのかと いうのは非常に疑問がございます。

ただ一方で、神戸市会でも議会運営の効率 化ということは図られてきたところでござい ます。

これまでも議員定数の削減や費用弁償の見直し等、直近でも行ってきておりますので、 一概にただ議員の待遇を上げようと一方通行 でしてきたわけではありません。

また、それと同時に、議会の待遇というのがお手盛りで、よ過ぎるのではないかというような批判が世の中にあるというのは、やはり議会に対する関心や理解が不十分だからではないかと私は思います。

議会に対して関心や理解がないからこそ、 議員の報酬が低いほどいいとか、議会費が少ないほどいいんだというような論調になって くるんではないかと思いますので、やはり議 員活動の透明化ということには努めていくべ きだと思っております。

そうしたことから、これまでも議会活動の

透明性を高めるような議会改革や市民理解を 広げる広報の充実などについても取り組んで まいりました。

そうしたことからも議員の報酬を低く抑えることだけにこだわるのが正しい在り方とは思っておりません。そのような考え方がベースにございまして今回の提案もあるものでございます。

今後もあるべき議会の職責や機能について 議論する中で、市民生活の向上のために十分 に機能する議会を目指すことで、市民理解を 得る努力をしたいと考えております。

以上です。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 吉田議員。

(65番吉田謙治君登壇)

○65番(吉田謙治君) 私からは、合意形成が 十分に行われてないということが一番の維新 さんの問題意識ではないかというふうに思い ますので、改めて答弁を申し上げたいと思い ます。

確かに、十分な合意形成が行われたかって 言ったら、少なくとも維新さんとの合意形成 の議論というのはなかったわけです。

したがいまして、実は今の時点に至るまで 維新さんがどういうお考えなのか私はよく分 かりません。

我々に対してなぜこの時期に引き上げるのかということをお尋ねになっているのみでありまして、したがいまして、ちょっと分からないのは、議論を深めたいということですから、あえてちょっと分からないところを上げさせていただくと、分かりやすいように言いますと、上げるということはなぜなのかということであります。これはもう理由を説明して申し上げてるとおりなんですけど、じゃあ引き上げないという御判断なんですね、維新さんは。引き上げないと。

これ、引き上げないとおっしゃっているのは、現在の人事委員会の御判断に準拠すると

いう制度をやめろという話なのか、いやいや、やめろとは言わないけれども――これは客観性のある基準でありますので、お手盛りと言われないように準拠してるわけですけど、それをやめろとおっしゃってるのか、あるいはやめなくてもいいけれども、上げるのをやめろと、下げるときは下げなさい。上げる、下げる両方ありますので、そういうことをおっしゃっているのか。

あるいは、このお手当の問題だけではなくて、先ほど103万円云々の市の財政を御心配されて、こんな時期にというお話ありましたけど、そういたしますと、期末手当の問題だけではなくて、我々の議員報酬であったり、あるいはかつていろいろ議論がありました政務活動費——費用弁償もありますけれども、こういった議員に関わる費用全体のことをおもんぱかっておっしゃっておられるのか、このあたりはよく分かりません。

我々も費用弁償の議論をしていたときに、 市民の皆さんにお役に立つようにやっぱり1 円たりとも無駄にしないで使おうということ をやってきたんでありますけれども、議員報 酬とか期末手当と政務活動費の大きな違いは、 議員報酬とか、このお手当も含めて、我々が いただく報酬、これは単純に返還できないん ですね。

維新の皆さん、よく寄附をしていらっしゃいます。寄附をすればという話もあるんだけど、原則それを私要りませんので返しますってわけにいかない。けれど、政務活動費の中で何に使うのが市民にとっていいのか、これ各会派の御判断ですから、一概にああだこうだとしては、政務活動費を使って海外に視察に行くということはやめております。これは各会派の御判断ですから、何も海外視察へ行っていらっしゃる方が悪いなんていうことでは決してありませんけれども、そういう判断で

私たちはやっております。

そういうことであれば、維新さんも私ども公明党に倣っていただいて、海外出張をおやめになったら、その分だけでも議会に関わる費用が助かるということになろうかと思いますけど――私これ、やめろと言ってるわけじゃありません。海外視察をやめろと言ってるわけじゃないので、そういう議会全体の費用の御議論をされるんであれば、そういうことも含めての議論があっていいだろうと思います。

したがいまして、合意形成が十分に行われ ていないことは事実でありますけれども、何 度も申し上げているように、11月20日突然と 言いますけど、あれから2週間たっています し、あるいは11月20日に先ほども言われた先 生にお伺いすると、そのときの理事さんから 議論はなかったということでありますので、 合意形成を、失礼ながらされようとしてたの かどうか、一方的に君らはなぜ上げるのかと だけ言われても、皆さんがそもそもどうしよ うとしてるのか一言もないので、合意形成は 少なくともすいません、この場で、質疑応答 の中で合意形成するのは非常に難しゅうござ いますので、ぜひ次からは、あらかじめ議論 の場を御提案をいただきますように心からお 願いを申し上げたいと思います。

以上です。

(「議長」の声あり)

- ○議長(坊 やすなが君) 上畠議員。
 - (25番上畠寛弘君登壇)
- ○25番(上畠寛弘君) 先ほど103万円の壁の 撤廃の話によって、市長の御懸念の記事につ いても引用されておりましたけれども、ただ 1期目の皆さんは御存じじゃないかもしれま せんが、令和5年に我々103万円の壁の撤廃 の意見書を国に出していて、これは自民党も 維新さんも同じく共に提案会派になったわけ でございます。

先ほど市民生活の話と、また財政状況、こ

の2つが御議論の中にありましたけれども、 市民生活で言うと、この103万の壁が撤廃されることによって、基本的には給与面はかなり助かるということで、これは今、国民民主党と自民党・公明党、協議しておりますけれども、先日の討論番組においても御党の青柳さんのほうからも賛成の声を出されていらっしゃったので、あ、じゃあもう自民、公明、国民も、そして維新さんも賛成なんやというふうに思っておりました。

財政状況で言うたら、それは短絡的に考え てみればいきなりですから、減ってしまう可 能性は十分あると思いますが、ただし、やっ ぱりこれまでの維新の先生方の国会も含めた 発言とか、我々も自民党でいわゆる昔、上げ 潮派というような言い方がありましたけれど も、まずは国民生活がこうやって103万の壁 が撤廃された上で豊かになって、そこからま た税収が目に見えては、制度の最初で言うた ら減るかもしれない、ただ生活がこうやって 豊かになって、経済活動してくれた、またそ れで税収も増えていくわけですよね。多分そ ういう考え方は、私も黒田先生も一致すると ころやと思いますので、そういった観点から も103万の壁を引用されたので、あえて申し ますけれども、こういったところで言うと、 財政状況、当然ながら国からの補償もしても らわなあかんということで、我々もしっかり 取り組んでいかなくてはならないところであ りますけど、御懸念で言うとそんなこともあ りますが、神戸市会では我々ほぼ賛成の中で あれを可決しているところでありますから、 一方でそれで神戸経済が豊かになる期待もあ るところでありますので、そういった御懸念 についても理解をするところですけれども、 それをいきなり減るっていうことにはならな いというふうに私は思っております。

人事院勧告のことは、やっぱり何よりも私 はもう客観的な制度やと思ってますし、人事 委員会制度も客観的な制度として有能な制度 だと思っておりますので、そこら辺も含めて 御理解いただけたらなというふうに思います。 以上です。

(「議長」の声あり)

- ○議長(坊 やすなが君) 黒田議員。
- ○20番(黒田武志君) 今4人の方からそれぞれ御意見いただきましたけれども、平井団長のおっしゃったことは、議員報酬の削減に関するような御答弁やったと思うんです。行財政改革をおっしゃってましたけれども。

僕が聞いてるのは、そういったことではな くて、今言ったとおり、この103万円の壁が 今議論されている中で、この354億---400億 とも言われてますけれども、いろんな税収減 があり、国のほうでどれだけ補塡されるか、 まだ分からない状況の不透明な中で、今この タイミングでなぜこの期末手当を上げる必要 があるのかということなんです。今、このタ イミングで。これ確定して、経済状況も変わ りました。市民所得も上がりました。国から 補塡がされるようになりました。そういうの が全て分かった上で上げるとか、やっぱり市 長与党を自負されているのであれば、市長が そういった御懸念をされている状況であれば、 今は、市民生活、また大規模プロジェクトに 影響がないように、議員はまず見送るべきだ と我々は思うんです。

だから、なぜこのタイミングで上げる必要 があるのかっていうところを聞いてるんです ね。

御意見がなければいいんですけれども、何 かありましたら、お願いします。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 平井議員。

(59番平井真千子君登壇)

○59番(平井真千子君) 少し繰り返しの御説明になるかもしれないんですけれども、このタイミングでと言うんですけれども、人事委員会勧告に鑑みた改定をこのたびは提案させていただいているということで、その人事委

員会勧告に鑑みた職員の期末手当の改定を本 日、可決したわけですけれども、そのタイミ ングで議員の期末手当についても提案させて いただいたということでございます。

なので、特段、何か特殊なタイミングとは 考えておりません。今回時期をずらす積極的 な理由もないものと考えております。

また、これも少し繰り返しになりますけれども、これまで人事委員会の勧告に鑑みることで社会情勢に合わせる、ある程度客観的な判断の基準とするということ――基準というのは少しおかしいかもしれませんけど、客観的な判断の参考としてきたところでございますけれども、そのため、特別職の期末手当がマイナスになった場合には、議員の期末手当もマイナス改定を行ってきております。

3年連続で増額ということをおっしゃいましたけれども、要は前の年、さらにその前の年はマイナス改定になっておりますので、社会情勢を全く鑑みずに常に増額をしてきているというような御質問に思うんですけれども、ちょっとそれは当たらないのかと思っております。

(「議長」の声あり)

- ○議長(坊 やすなが君) 黒田君。
- ○20番(黒田武志君) ここは、今回答聞きましたけれども、理解できないといいますか、客観的って言うんですけど、行政職員の皆さんが上がることに対しては我々反対してないですし、政令市の中で2番目に高い給与をもらっている我々議員も便乗して引き上げるかどうか、いろんな懸念がある中で、今必要かどうかっていうことを言ってるわけで、ここはもう議論が平行線なので、これ以上お聞きしませんけれども、我々の考えとしては、今このタイミングで様々な懸念がある中で、上げる必要はないと考えております。

このように質疑を重ねましたが、私自身、 本議案の期末手当の引上げについては、正直 納得のいく理由というのは得ておりません。 提出された議員の皆様には、今回の質疑内容を十分考慮していただいた上で、市民連合の会派の中には反対されている議員もおられると思います。最初は吉田団長からもお話ありましたとおり、議員によっても様々な見解があるとおっしゃっておられました。

今回、この質疑を通じて、自らの給料を増額する必要があるというお考えの方は、もう起立をしていただくということはやむを得ないと、それは思ってます。これはもう考え方の違いがありますから。

ただ、この質疑を見た上で、それでも住民サービスへの影響であるとか、社会情勢・財政状況を考慮した結果、現時点での期末手当増額に疑念を抱かれる方々におかれましては、ぜひ、議員1人1人の信念に基づき、反対の意を表明していただきたいと切に願いまして、日本維新の会を代表して、質疑を終わりたいと思います。

(「議長」の声あり)

- ○議長(坊 やすなが君) よこはた議員。(54番よこはた和幸君登壇)
- ○54番(よこはた和幸君) 黒田議員のほうから会派のほうに御指摘がございました。

市民連合ではなくて、こうべ未来市会議員団ということでございます。

会派を構成するときはそれぞれ会派で方向 性・考え方は一致をするというのが当然であ ります。

未来へ何を残すべきか、具体的な提案をしようとかっていうのを決めたわけであります。 ただ、各党、各会派、そうだと思いますが、 あまた施策がいっぱいある中で、100%一致 することなんて私はないというふうに思って おります。

そんな中で、私は当然会派の方向性はみんな合わせてやっていくべきでありますが、それもありますけれども、やはり政治家には、主義・主張・矜持は私は持つべきだというふうに思っております。

アメリカの今の政権の中でも、例えば共和党でも、民主党でも、大統領が出した法案にも平気で反対をします。という政治家の思いというのを私は強いと思っておりますので、私どもの会派としては、当然、会派の方向性もあるけれども、主義・主張に合わせてやっていくという寛容性についてこのような決定でございますので、申し合わせたいと思います。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 吉田議員。

(65番吉田謙治君登壇)

○65番(吉田謙治君) 誤解を避けるためにちょっと1点申し上げたいと思いますが、財政収入のことを大変御心配をいただいて、我々も非常に懸念をいたしております。

この103万円の壁、国においてはいろいろと長い課題だったので、それを諮ろうということで御議論いただくのはいいんでありますけど、当然ながら国と地方とのギャップの問題は先ほど上畠先生がおっしゃっておられたように、何らかの財政措置がなされないと、大変困るわけでありまして、これどうなるか分からない状況に今あります。

したがって、もし維新さんがこれは大変な 状態になったんだということでの御認識であ れば、先ほどさらっと職員の皆さんの給与を 上げるのはいいけれどというお話がありまし たけれども、財政状況の場合によっては、こ れは職員の皆さんの給料等も今回期末手当で ありますけど、上げるのは駄目という話に私 たち自身が判断をしなければいけないという ふうに思います。

ただ、現在のところはそういう事態に立ち 至っているわけではないので、いろいろ御懸 念はあると思いますけれども、だからといっ て期末手当、人事委員会の御判断に沿わなく ていいということではないということであり ます

それからもう1つ、便乗という言葉をお使

いになりました。これあえて申し上げますけ ど、便乗という言葉の定義と、私さっきから の準拠と言ってますけど、何が違うか。

便乗というのは公務員の皆さんの期末手当が上がりました。これを契機に我々が勝手に 我々の期末手当を上げるというのが便乗だろ うと思います。

私、準拠と申し上げているのは、上げる上げ方も一緒なんですよ。たまたまこっち上げたから、これをいい契機と捉えて、そしたら我々も0.1やなしに、0.15ぐらい上げこれでありないうのであれば、これは便乗と言われても仕方ありませんが、先ほど来、申し上げずかるように、社会情勢であったり、給与情勢であったり、そういう客観性を持たせようというところにこの人事委員会のお示しにの趣りでありまして、まさにお手盛りをいうことでありまして、ますので、ますので、ますので、これはぜひ御訂正をお願いしたいと思います。

以上です。

(「議長」の声あり)

- ○議長(坊 やすなが君) 黒田議員。
- ○20番(黒田武志君) これで終わろうかと思ってましたけれども、よこはた団長と吉田団長から御意見いただきましたので、私のほうからも一言、言いますけれども、先ほどよこはた団長からおっしゃったような各会派、議員の意見がそれぞれ違うということは本当におっしゃるとおりだと思いますし、僕もそのとおりだと思います。

ですから、自民党・公明党の皆さんも今回 のこの質疑を見ていただいて、そして社会情 勢、様々な神戸市への、市民生活への影響、 まちづくりへの影響、それぞれを勘案いただ きまして、それぞれの信念に基づいて、賛成 しようと思っていたけれども、反対しようと 思う方は、ぜひ今日、反対の意を示していた だきたいと思います。

吉田団長の話は、取りあえずこれで今日は 終わっておきます。

取りあえず、皆さん、反対の意をしっかり と示していただきたいと思いますので、以上 です。ありがとうございました。

○議長(坊 やすなが君) それでは、答弁者 の方は議席へお戻りください。

以上で質疑は終わりました。

本件については委員会の付託を省略し、これより討論に入ります。

29番朝倉えつ子君。

(29番朝倉えつ子君登壇) (拍手)

○29番(朝倉えつ子君) 日本共産党を代表して、議員提出第17号議案神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件について反対の立場から討論を行います。

本議案は自民・公明・立憲民主・国民民主の各議員の提案により、議員の期末手当を現在年間で4.45か月分、496万6,200円から4.55か月分、507万7,800円へと11万1,600円引き上げようとするものです。

今回の決まった手当の引上げは、人事委員 会勧告に基づく一般職員の期末手当の改定に 合わせて行おうというものです。

しかし、議員の手当は一般職員と異なり、 連動して自動的に上がるものではありません。 議員提案として、自ら発議しなければできな いものです。

自民党政治により、長引く経済の停滞と物 価高騰が襲い、暮らしに深刻な打撃を与える 状況の下で、このような提案をすべきではあ りません。

その自民党による企業団体献金を原資にした裏金が国民の怒りを大きく広げ、衆院総選挙では、与党を過半数割れに追い込む国民の金権政治への厳しい審判が下されました。

政治と金に絡む不正疑惑は後を絶たないこ のときに、議員が自らの期末手当を引き上げ るなど、市民の理解は到底得られるはずがありません。

神戸市では、10月から水道料金・市バス運賃など、公共料金の値上げを承認し、さらに、今議会では市民税超過課税をまた3年延長させ、市民負担を強いる提案を賛成した上で、本議案を提案すべきではありません。

市民には負担増を求めながら、議員の期末 手当は引上げを行うなど論外です。

以上、反対の理由を申し上げ、議員の皆様 の賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(坊 やすなが君) 以上で討論は終わりました。

これより、お諮りいたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(坊 やすなが君) 起立多数でありま す

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第30 議員提出第18号議案を議 題に供します。

これより提案理由の説明を求めます。 37番伊藤めぐみ君。

(37番伊藤めぐみ君登壇)

○37番(伊藤めぐみ君) ただいま議題となりました議員提出第18号議案持続可能な学校の実現を求める意見書提出の件につきまして、提案議員を代表して説明を申し上げます。

今、学校現場では教員希望者の減少に加え、 病気休職者の増加や早期退職者の増加など、 深刻な教職員不足により、子供たちの豊かな 学びと育ちに大きな支障を来しています。

持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題です。

2024年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労働基準法の時間外労働の上限が付され、社会全体が勤務時間の適正化に向か

う中、公立の義務教育諸学校等の教育職員の 給与等に関する特別措置法適用の教員につい ては、同法に基づく指針の上限を超える状況 が常態化しています。

経済財政運営と改革の基本方針2024、いわゆる骨太方針2024では、中央教育審議会提言を踏まえ、2026年度までを集中改革期間とし、働き方改革のさらなる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める、2025年通常国会に教職調整額の水準や各種手当の見直しなど給特法改正案を提出するとしています。

学校の働き方改革の前進を図る観点から、 まずは骨太方針2024の実現は必要です。

しかし、長時間労働是正には不十分であり、 教員の健康と福祉が守られないことが懸念される状況の抜本的な是正策として、具体的な 業務削減、教員の業務負担軽減につながる教 職員定数改善など策定・実施すべきです。

そのためには、2019年に改正された給特法 の附帯決議の趣旨を踏まえたさらなる施策の 実施が欠かせません。

よって、国におかれては、持続可能な学校の実現と子供たちの豊かな学びの保障のため、 教職員の長時間労働是正に資し、学校の働き 方改革推進につながる下記の事項を実施する よう強く要望します。

- 1、教職員の負担軽減を図る観点から、国として具体的業務削減策を示すこと。
- (1)学習指導要領の内容を精選し、国が定めた標準授業時数内で収まらなくなっているカリキュラム・オーバーロードの実態を改善すること。
- (2)教職員が文書処理に費やす時間が長時間労働の一因となっていることから、国が教育委員会や学校に送る文書を削減すること。
 - 2、教職員定数を改善すること。
- 3、地方自治体での取組が確実に進むよう、 人の配置・確保も含め、推進のための必要な 財源確保等を行うこと。

以上のことから、議員の皆様におかれましては、提案の趣旨を御理解いただき、国に意見書を提出することに御賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(坊 やすなが君) 提案理由の説明は終わりました。

本件について発言の通告もありませんので、 本件は委員会の付託を省略し、直ちにお諮り いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方 の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(坊 やすなが君) 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員提出第18号議 案の取扱いは、議長に御一任いただきたいと 存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 御異議がないと認めます。

それではさように決定いたしました。 以上で本日の日程は全部終了いたしました。 この際申し上げます。

次回、本会議は明日午前10時に開きます。 なお、ただいま在席の各位には文書による 開議通知は省略させていただきますので、御 了承願います。

本日はこれをもって散会いたします。

(午前11時25分散会)

神戸市会議長 坊 やすなが 印

神戸市会議員 昔田謙治 即

神戸市会議員 山口 由美 印

神戸市会事務局長 村井秀徳 印

神戸市会会議録(令和6年第2回定例市会第8日)